

平成14年度実施事業 詳細評価シート

担当部課	生涯学習部学校教育課	直通電話	72-3171	事業コード	306030101	課内	8	作成日	平成15年8月15日	
	担当者		安崎 克仁		担当課長		阿部 祐三		担当部長	樋口 幸廣

1 事業のアウトライン

1) 事業名	就学援助事業	開始年度	H2	終了年度	未定								
		最近の事業内容見直し年度											
2) 総合開発計画での事業体系	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">施策コード</th> <th>大項目 / 小項目 / 細項目</th> </tr> <tr> <td>3060301</td> <td>低所得者福祉の推進 / 援護体制の充実</td> </tr> <tr> <td>3060401</td> <td>低所得者福祉の推進非保護低所得者世帯への対応</td> </tr> <tr> <td>4030801</td> <td>幼児教育、学校教育の充実 / 障害児教育の推進</td> </tr> </table>					施策コード	大項目 / 小項目 / 細項目	3060301	低所得者福祉の推進 / 援護体制の充実	3060401	低所得者福祉の推進非保護低所得者世帯への対応	4030801	幼児教育、学校教育の充実 / 障害児教育の推進
施策コード	大項目 / 小項目 / 細項目												
3060301	低所得者福祉の推進 / 援護体制の充実												
3060401	低所得者福祉の推進非保護低所得者世帯への対応												
4030801	幼児教育、学校教育の充実 / 障害児教育の推進												
3) 個別計画での位置付け													

2 事業の内容

1) 事業の目的 何のために	学校教育法第25条及び第40条により、経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者を支援するため
2) 目指す成果 何をどんな状態にする(何がどんな状態になる)ように	経済的に教育費の負担が大きくなっている低所得の家庭に対し援助を行うことにより、就学の円滑な実施を図ることができる。(経済的理由による就学困難者をなくす。)
3) 事業の方法 どんな手段を講じるのか	児童生徒の保護者の申請により、保護者の所得が生活保護基準の1.3倍以下であれば認定し、次の対象経費について援助する。 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費(6月末) 校外活動費(3月末) 通学費(10月及び3月) 口座振替による 修学旅行費(実施月の翌月) 学校長を通じて支給する 医療費(毎月) 医療券を交付する 体育実技用具費(11月末) スキー用具引換券を交付する 学校給食費 日本体育・学校健康センター共済掛金 免除となっている
4) 14年度に改善した事項、重点的に取り組んだ事項	特になし
5) 事業の背景・社会状況・他の類似事業など	景気の低迷から個人所得の減少が起きている中で、教育費の負担が大変となっている状況である。現在、当市の就学援助の認定基準は、保護者等の所得が生活保護基準額の1.3倍以下としているが、道内各市の状況は、収入額を基準額の1.1～1.3倍以下としているところが多い。
6) 事業の立案や実施などへの市民参加	なし
7) 評価中間公表への市民意見	なし

3 事業に投入した行政資源

項目	H12	H13	H14	H15 予算	H14 事業費の主な内訳	金額(千円)
1) 直接事業費(千円)	32,599	49,549	51,317	55,449	学用品費等	49,511
2) その他の間接経費(千円)					医療費	1,806
3) 従事正職員の人件費(千円)	7,395	7,461	6,588			
総事業費(1～3の合計;千円)	39,994	57,010	57,905			
総事業費中の一般財源(千円)	32,365	44,761	46,311		H14 主な特定財源の内訳	金額(千円)
市民一人当たり一般財源使用額(円)	585	806	828		要保護及準要保護児童生徒援助費補助金	11,594
事務に従事した正職員のべ人数	0.90人	0.90人	0.80人			

4 事業活動の結果

事業活動の結果を示す指標	H12	H13	H14	H15	各指標の説明・算定方法
児童生徒就学援助費支給者数(人)	目標値	未設定	未設定	未設定	要保護・準要保護の認定を受けた保護者の児童生徒数 事業の性格上、目標値は設定しない。
	実績値	1,001	1,161	1,289	
	達成率				
児童生徒就学援助費支給率(%)	目標値	未設定	未設定	未設定	全児童生徒数のうち、就学援助を受けている児童生徒の割合 事業の性格上、目標値は設定しない。
	実績値	18.3	21.8	25.1	
	達成率				
	目標値				
	実績値				
	達成率				

5 事業の成果

事業名：就学援助事業

事業の成果を示す指標		H12	H13	H14	H15	各指標の説明・算定方法	確認方法
未設定	目標値						
	実績値				目標レベル		
	達成率						
	最終目標	年度に					
	目標値						
	実績値				目標レベル		
	達成率						
	最終目標	年度に					
	目標値						
	実績値				目標レベル		
	達成率						
	最終目標	年度に					

6 事業の観点別評価

1) 事業活動の状況	[課長評価]	極めて良好	概ね良好	一部問題あり	大きな問題あり
[評価ポイント] 活動結果や活動効率、事業改善等の効果はどうだったか	この事業の事務の流れは、各学校を通して全児童生徒に、事業の概要と申請書の配付 教育委員会に申請書の提出(3月上旬) 所得の確認 本人に審査結果の通知(5月末) という流れとなっており、特に低所得者への周知は万全である。結果、1,289人の児童生徒を持つ保護者を支援することができた。				
2) 有効性・必要性	[課長評価]	有効かつ必要	有効性に疑問あり	必要性に疑問あり	ともに疑問あり
[評価ポイント] その事業は事業目的の達成に効果があるか、また、市民(対象者)に必要とされているか	有効性(効果)については、それを判断する客観的基準の設定が難しいため判断できないが、近年の経済状況の中で「低所得者の教育費に対する負担を軽減し、円滑な就学をできるようにする」という目的は、果たしていると考える。なお、必要性については、認定者の実績から市民から必要とされている。				
3) 市関与の妥当性	[課長評価]	極めて妥当	一定の妥当性あり	妥当性に疑問あり	妥当性が低い
[評価ポイント] その事業に市が関与する必要があるか、市がどこまで関与するのが適当か	この事業は、学校教育法等に基づき、国の補助金を受けながらの事業であり、市が全面的に関与する必要がある。				
4) 事業内容の妥当性	[課長評価]	極めて妥当	一定の妥当性あり	妥当性に疑問あり	妥当性が低い
[評価ポイント] 目指す成果を挙げるためには今の事業内容が適当か、受益と負担の関係に不公平はないか	当市の認定基準は、「生活保護基準の1.3倍以内の所得」であり、その助成額は国の補助基準額を基本としている。しかし、認定基準が「保護基準額の1.1～1.3倍以内の収入」としている道内各市と比較すると、本市の認定児童生徒は全体の25%と、5～10%程度高くなっている。このため、本市の認定基準等に問題がないか検討する必要がある。				

7 平成14年度事業の総合評価

[評点の意味] A: 極めて良好 B: 良好 C: 可も不可もない D: 問題がある E: 大きな問題がある	[課長評価]	D	[最終評価]	D (前年度)
	今日、保護者にとって、子どもの教育費が大きな負担となっており、義務教育を円滑に推進する上で、特に低所得者の負担軽減が必要であり、この事業はその軽減に大きく寄与している。しかしながら、認定基準の見直しを検討する時期にもきていていると考える。		課長評価を了承する。	

8 今後の方向性・課題

担当課長評価	低所得者の教育的・福祉的負担軽減に必要な事業であるが、児童生徒の4分の1が就学援助を受けている状況を見ると、今後認定基準の見直しなどが必要な時期に来ている。
最終評価	課長評価を了承する。

9 平成16年度の方向性

* ; 担当課長 ; 最終評価	事業内容		
	現状維持	一部見直し	大幅見直し
事業規模	拡大方向		
	現状維持		
	縮小方向	*	
	統合 休・廃止		
上についての説明	認定基準の見直しに伴う予算額の減。		